

アメリカ労使関係の研究－1920年代を中心に－

A Study about the Industrial Relations of the United States

伊 藤 健 市
Kenichi ITO

< 研究概要 >

「アメリカ労使関係の研究－1920年代を中心に－」ということで、焦点を1920年代の労使関係を最も特徴づけている従業員代表制（Employee Representation Plan）の動向においた。従業員代表制は、第1次世界大戦中に政府機関によっていくつかの産業・企業に導入されたが、大戦後の労働運動高揚を背景にその導入が一気に加速した制度である。そのため、本研究においては、導入産業あるいは導入企業の選定には悩むところがあった。ところが、ここに1つの資本家団体の存在が研究推進の過程で明らかとなった。特別協議委員会（Special Conference Committee、以下S C C）である。

S C Cは、当時のアメリカ製造大企業を代表する11社で構成され、1937年にアメリカ上院議会でその存在が明らかにされるまで秘密組織として機能していた。その目的は、アメリカ製造大企業が直面していた労使関係にかかわる問題についての情報交換の場を提供することにあった。このS C Cが高く評価したのが従業員代表制であった。その加盟企業では例外はあるものの、1920年代に従業員代表制が導入されていたのである。

この従業員代表制の性格を知るために採用したのは、それを1930年代における変遷から読み解くというアプローチであった。1933年の全国産業復興法（National Industrial Recovery Act）、34年の法律としては成立しなかった労働争議法案（Industrial Dispute Bill）、35年の全国労働関係法（National Labor Relations Act）などの一連の法律・法案と従業員代表制の関係、そしてそれを踏まえて各S C C加盟企業がどういった対応をとったのか、そこから遡って1920年代の従業員代表制のもっていた意味を検討しようという方法である。もちろん、1920年代の実態を踏まえた分析が基本であることはいうまでもない。だが、残念ながらそれを知る資料は対象企業によって大きく異なっている。S C C加盟企業でもG Eのような比較的豊富な企業もあれば、G Mのように少ない企業もある。それを克服するためにとったのがこのアプローチであった。

現在までのところ、全国産業復興法と従業員代表制、労働争議法案と従業員代表制との関係についてはそれぞれ一文をものにしていく。前者は、『大阪産業大学論集（社会科学編）』の第107号（1997年10月）に「全国産業復興法と従業員代表制」として掲載され、後者は『関西大学商学論集』の第42巻第5号（1997年12月）に「労働争議法案と従業員代表制」として掲載されている。なお、前者については論文末尾に謝辞を記したが、後者については「古希記念号」であったためそれは省略させていただいた。